

# 文禄三年島津氏分国太閤検地尺 石田三成署判 一枚

【所在地】鹿児島市吉野町 9698 - 1 尚古集成館

【種別】国指定有形文化財（歴史資料）

【指定年月日】昭和 55 年 6 月 6 日



文禄 3（1594）年から翌 4 年にかけて実施された島津氏領国の太閤検地で使用された基準尺である。縦 45.5cm，横 6.0cm，厚さ 0.4cm の柂目檜板で，表側には 1 尺の長さ目盛り線が引かれている。その目盛り線の中央には「×」が付され，検地奉行石田三成の自署「石田治少（花押）」が据えられている。さらに目盛り線の内側は 1 寸ごとに細線で区切られている。また裏面には「此寸を以六しやく三寸を壹間二相さため候て / 五間二六十間を壹たん二可仕候也」と太閤検地の基準が明記されている。この墨書も筆跡から三成自筆と認められる。

太閤検地は，豊臣秀吉が全国規模でおこなった検地で，近世の石高制の基礎となったものである。まちまちであった検地方法を，6 尺 3 寸四方を 1 歩，300 歩を 1 反と定めて，田畑の面積を計測し，さらに田畑の品等を上・中・下・下々に分かち，それぞれに基準生産量を定めて標準生産高（石高）を算出した。また石盛には京枅が用いられた。島津氏領国は 578,733 石余と算出され，文禄 4 年，これを安堵する秀吉の朱印状が島津義弘に与えられた。なお，この数字には文禄 2 年，秀吉の逆鱗に触れて改易された薩州家領，出水・高城郡 29,728 石は含まれていない。当時，両郡は秀吉の直轄地となっていた。

現存唯一の太閤検地の基準尺で，わが国の度量衡史上貴重な資料である。